

議案第49号

世田谷区立教育センター条例施行規則の改正をする規則（全部改正）

上記の議案を提出する。

令和3年12月7日

（提出者）

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

（提案説明）

世田谷区立教育総合センターの開設に伴い世田谷区立教育センター条例施行規則を改正する必要が生じたため、本案を提出する。

世田谷区立教育総合センター条例施行規則

世田谷区立教育センター条例施行規則（昭和63年7月世田谷区教育委員会規則第7号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、世田谷区立教育総合センター条例（昭和63年3月世田谷区条例第24号）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（休館日）

第2条 世田谷区立教育総合センター（以下「教育総合センター」という。）の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は変更することができる。

（開館時間）

第3条 教育総合センターの開館時間は、事業を実施するために使用する場合を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

（委任）

第4条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年12月20日から施行する。